4　受験資格　次に掲げる者とする。
⑴　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者で次に掲げるもの
ア　大学において薬学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者及び平成26年３月までに当該課程を修めて大学を卒業する見込みの者
イ　厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者及び平成26年３月までに当該課程を修了する見込みの者
⑵　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
ア　⑴アに掲げる者
イ　厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者又は平成26年３月までに当該課程を修了する見込みの者であって、大学を卒業したもの及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みのもの
ウ　人事院がア又はイに掲げる者と同等の資格があると認める者
ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（記述式）の成績を総合して行う。）
⑵　試験の実施日　平成25年６月９日（日）
⑶　試験地　小樽市、東京都、大阪市及び福岡市
㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。
⑷　第１次試験合格者発表　平成25年７月10日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は９⑴①に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験
⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）
なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　平成25年７月17日（水）から７月23日（火）までの間の指定する日
⑶　試験地　東京都

7　最終合格者発表
平成25年８月27日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続
⑴　郵送又は持参による申込みの場合
①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか②に掲げる受験申込先において交付する。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068　高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。
なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申　　込　　先）	
小樽市	小樽検疫所	〒047―0007　小樽市港町５－２
東京都	厚生労働省検疫所業務管理室	〒100―8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
大阪市	大阪検疫所	〒552―0021　大阪市港区築港４―10―３
福岡市	福岡検疫所	〒812―0031　福岡市博多区沖浜町８－１

③　申込受付期間　平成25年４月１日（月）及び４月２日（火）。
なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年４月２日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
⑵　インターネットによる申込みの場合
①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。
②　申込受付期間　平成25年４月１日（月）９時から４月11日（木）まで。
なお、申込みは、４月11日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

11　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。
⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。
⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日